

仕 様 書

1. 件 名

市川市全庁型地理情報システム構築業務委託

2. 委託期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

3. 担当部課

予算執行課：市川市 情報管理部 情報システム課

業務担当課：市川市 情報管理部 情報システム課

4. 施行場所 市川市南八幡4丁目2番5号 市川市 情報管理部 情報システム課

5. 総 則

(1) 目 的

市川市（以下「発注者」という。）では、現在市川市職員を利用対象とした全庁型地理情報システム（以下「全庁型GIS」という。）を運用しているが、サーバOSのサポート切れに伴い現行システムの使用を継続することが困難となったため、新たな全庁型GISをアプリケーションサービスプロバイダー（ASP）のサーバを使用して提供されるサービスで導入・データ移行をするものである。

受注者は、この目的を十分に理解し、正確・丁寧かつ実行経費の軽減を図り、この業務を期限内に遂行しなければならない。

(2) 業務の指示及び監督

受注者は、本委託を遂行するに当たって、発注者監督職員と常に密接な連絡を取り、最適な対応をとらなければならない。

(3) 業務の責任範囲

受注者は、全庁型GISの稼動に必要な環境及びシステムの導入と、それに伴う必要な作業について責任を負うものとする。なお、導入完了後のシステムのサービス利用及び保守に関する内容については、本契約の範囲外とする。

6. 前提条件

(1) 座標系

受注者は、本業務を遂行するにあたり、以下の位置座標を使用しなければならない。

- ① 測地系：日本測地系 2011（世界測地系）
- ② 平面位置座標：平面直角座標系第IX系
- ③ 垂直位置座標：東京湾平均海面からの高さ（TP.）

その他、WGS84または平面直角座標系（2000）（JGD2000）9系でのデータ入出力に対応できること。

(2) 資料貸与と返却期限

発注者が貸与する資料は下記の通りとする。受注者は、受注者以外の者に情報が漏れることの無いよう取扱いと保管に留意し、本業務の目的以外に使用してはならない。また、業務上必要であっても発注者の承諾なくして複写してはならない。

受注者は、貸与資料（発注者の承諾を受けて複写したものを含む。）を委託期間終了日までに発注者に返却もしくはデータの削除をしなければならない。

- ①レイヤデータ（ベクトルデータ）約2400データ
- ②レイヤデータ（ラスターデータ）約45データ
- ③データ定義書
 - A.レイヤー一覧
 - B.データベース定義書
 - C.ユーザー情報一覧
 - D.アクセス権一覧
 - E.グループレイヤ情報
- ④埋蔵文化台帳データ（CSV及びShapeデータ）

(3) 準拠法令等

受注者は本業務実施にあたり、契約書、本仕様書及び以下に掲げる関係法令等を遵守しなければならない。

- ① 測量法（昭和24年法律第188号）
- ② 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- ③ 国土交通省公共測量作業規程（平成28年国地第190号）
- ④ 公共測量作業規程の準則（平成20年3月国土交通省告示第413号）
- ⑤ 総務省「統合型の地理情報システムに関する指針」（令和13年7月12日総務省自治行政局地域情報政策室）
- ⑥ 総務省「統合型の地理情報システムに関する全体指針」
- ⑦ 総務省「統合型の地理情報システムに関する整備指針」
- ⑧ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ⑨ 市川市の条例及び諸規則等
- ⑩ その他関係法令等

(4) 業務実施体制

受注者は、本業務の業務実施体制として、以下の条件を満たす技術者を配置するものとし、7日以内に作業員選任通知表（恒常的な雇用を証明する書類の写し及び資格認証を証明する登録書の写し）を発注者に提出するものとする。

①業務責任者

情報処理技術者の資格を有するもの。

②主任技術者

測量士の資格を有するもの。

(5) 事業者要件

受注者は以下の要件を満たす又は取得していなければならないものとする。

- ① 過去 15 年以内に地方公共団体で LGWAN-ASP 方式による全庁型 GIS を構築した実績を有すること。
- ② ISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)
- ③ ISO27017(クラウドセキュリティ)
- ④ プライバシーマーク

7. システム要件

(1) システム基本要件

- ① システムの構築は、受注者が保有する LGWAN-ASP サービスを基本とし、別紙 1「全庁型地理情報システム機能要件」で指定する要件を満たす上で不足する機能を追加して構築すること。また、機能要件の齟齬を防ぐため、発注者と協議し、本来あるべき姿の機能構築に努めること。
- ② 一般財団法人全国地域情報化推進協会が推進する地域情報プラットフォーム (GIS ユニット製品) の準拠登録製品であり、電子行政の変化に迅速に対応できること。
- ③ 安定した稼働を保証するため、導入実績のあるパッケージ製品若しくはサービスであること。
- ④ LGWAN-ASP サービスの実施にあたり、システムはファシリティ及びセキュリティ面で完備された国内のデータセンターに設置するものとし、必要なハードウェア、データセンターの確保、また、サーバ OS、パッケージソフトウェア、データベース管理ソフトウェア、セキュリティソフト等、システムの稼働に必要なソフトウェアは、受注者の負担で用意するものとする。
※ パッケージソフトウェアとは、複数の利用者が共通して使用することを前提とした汎用的なソフトウェアで、法改正等に伴う変更を利用者に共通の方法で行う等、定期的な改良が行われるものを指す。
- ⑤ データセンターと発注者のネットワーク間は、総合行政ネットワーク (LGWAN 回線) を利用することとし、本業務契約時まで、地方公共団体情報システム機構より LGWAN-ASP サービスとして登録/接続されていること。
- ⑥ 本システム稼働後に更新される各 OS や Web ブラウザの最新バージョンに追加費用無しで速やかに対応可能なシステムとする。
- ⑦ システムは一般的なパソコンが有する基本的な機能のみで動作が可能であるものとし、全庁型 GIS を利用するに際し各クライアント端末にインストール作業が不要であること。
- ⑧ クライアント側の OS、既存アプリケーションの動作を不安定にさせないシステムであること。
- ⑨ ユーザーID により機能制限ができること。
- ⑩ システムの設置場所は、別紙 2「サービスレベルの保証基準 (SLA)」に定める各項目の内容を保証できる環境とすること。
- ⑪ サーバ等のハードウェアは、発注者専用でなくても構わないが、他のサービス利用者から独立し、セキュアなものであること。

種類	ソフトウェア名
OS	Microsoft Windows 11pro (64bit)
ブラウザ	Microsoft Edge
OfficeSoft	Microsoft Office2016pro、2019pro、2021pro、2024 pro、365

② ソフトウェアの種類は問わないが、契約開始から5年以内にサポート期間が終了することのないよう、選定には留意し、上記の環境での動作を保証すること。

③ サーバの動作環境

(ア) 受注者がサーバ機器及びシステムを用意し、LGWAN 回線を利用したシステムであること。

(イ) サーバ機器等は、日本国内のデータセンター内に設置すること。また、データセンターは堅牢な建物であること。

(ウ) ファイアウォール等によるセキュリティ対策を講じ、不正アクセス検知等の仕組みが備わっていること。

(エ) サーバには、セキュリティソフトを導入し、定期的にパターンファイルやアップデートファイルを更新することで、万全なセキュリティ対策を実施すること。

(3) その他

受注者は、別途契約する「市川市全庁型地理情報システムサービス利用」の開始より、最低5年間のサービス利用を保証すること。

また、万が一当該事業を撤退する場合には、発注者の負担軽減を最大限に考慮し、他のASPサービス提供事業者への引継ぎのためにレイヤデータおよびデータ定義書、埋蔵文化財台帳データ一式の抽出の業務委託契約を別途締結できること。また、ベンダーロックを防ぐために、レイヤデータ一式は汎用的なデータ形式とすること。

8. データセンター要件

本システムは、下記の条件を満たすデータセンターにて運用すること。

(1) 立地要件

データセンターは日本国内に立地し、日本国の法律が適用できること。

(2) 建物要件

① 免震または耐震で、震度6程度の地震では躯体主要部に損傷がほとんど出ない構造であること。

② 建築基準法に規定する耐火性能を満たしていること。

(3) 電源設備

① 電源は、電力会社から複数系統で受電していること。

② 受電・電源設備は二重化されていること。

③ システム停止を伴うことなく受変電設備の法定点検や工事などを実施できること。

④ 自家発電装置など電源のバックアップ装置を有すること。

- ⑤ 停電時、システムを安全に停止するまでの時間サーバが稼働できる容量を有するUPSを設置すること。
- ⑥ 空調設備は24時間365日連続して稼働可能であり、故障発生時も予備機にて運用可能なこと。

(4) 防火設備

- ① サーバ室は、水を使用しない消火設備を設置していること。
- ② サーバ室に煙感知装置を設置するなど、火災の早期発見が可能なこと。
- ③ 通信設備ビル基準に基づき、避雷針機能を設置していること。

(5) セキュリティ対策

- ① データセンターの入退室管理は、常駐する警備員またはセキュリティ管理システムなどにより24時間365日実施されていること。無権限者が立入できない設備を有すること。
- ② サーバ室への入退室を識別できるセキュリティ機能により、許可された者のみ入退室できること。
- ③ サーバ室への入退者の記録媒体の持ち込み持ち出しを確認出来ること。
- ④ データセンターに保守要員が24時間365日常駐していること。
- ⑤ 外部からの不正なアクセスを24時間365日監視していること。
- ⑥ セキュリティパッチ適用などのセキュリティホール対策を常時実施していること。

(6) システム運用条件

- ① システムを運用する機器は24時間365日連続運用し、機器は二重化するものとする。機器メンテナンスやセキュリティパッチ適用などシステム設定変更中であっても、サービスを停止しないで運用できること。
- ② 障害発生時迅速に復旧できるよう、システムで公開するデータは日次にてバックアップを実施すること。またバックアップは3世代保管すること。
- ③ サービス稼働率は年間平均99.5%以上を確保すること。

(7) 障害対応要件

障害が発生した場合、サービス停止時間を最小とするよう、休日・深夜問わず、即座に復旧体制を構築できること。

(8) 立ち入り要件

利用者の求めに応じデータセンターの運用状況を確認するため、データセンターに立ち入り調査できること。その場合、システムの運用に関する部分のみ確認を行うものとする。

9. 委託内容

委託業務概要

システム導入において委託する作業は、以下のとおりである。業務内容の詳細に関しては、発注者の指示に従うものとする。

(全庁型GISの構築)

- ① 計画準備、プロジェクト管理
- ② 打合せ協議
- ③ 要件定義
- ④ システム構築
- ⑤ 移行データ精査・チェック
- ⑥ ベクトルデータ搭載
- ⑦ ラスターデータ搭載
- ⑧ 移行レイヤ・マップ調整
- ⑨ ファイリング登録
- ⑩ 埋蔵文化財台帳システム構築
- ⑪ 埋蔵文化財台帳データ移行
- ⑫ 帳票作成
- ⑬ グループウェア連携
- ⑭ システム運用テスト
- ⑮ マニュアルの作成
- ⑯ 操作説明会の開催
- ⑰ 問い合わせコールセンターの設置
- ⑱ 機器の環境設定

(構築内容の詳細)

① 計画準備、プロジェクト管理

本業務を円滑に遂行するため、具体的な実施計画書及び実施工程表等を作成し、発注者へ提出するものとする。業務実施計画書等の作成にあたっては、合理的かつ効率的な工程別の作業計画を立案すること。

② 打合せ協議

業務着手時、構築期間、埋蔵文化財台帳構築時、成果物納入時、その他必要に応じ協議を行うものとする。受注者は、委託期間中に行われる発注者との打合せの議事録を作成し、発注者受注者1部ずつ保管するものとする。また、埋蔵文化財台帳構築時は必要に応じて所管課の職員とも打ち合わせを実施する。

③ 要件定義

要件定義は、システム構築に当たり、各レイヤの設定、マップ、ユーザー・権限等の各種設定内容について整理し、確認するものとする。

④ システム構築

(ア) 要件定義において整理・決定した各種設定内容に従い、管理者および組織一覧、組織別のログインユーザー設定や、アクセス権限設定を行うものとする。

(イ) システムの利用ライセンス数は同時使用170ライセンスとする。また、登録ユーザー数は

5000ユーザーを想定する。組織数は200を想定する。

(ウ) 導入するシステムの機能一覧は、別紙1「全庁型地理情報システム機能要件」に記載された項目を網羅すること。

⑤ 移行データ精査・チェック

本業務で移行対象となるデータ等について、発注者から貸与されたデータ内容並びに発注者の状況を確認し、以下をとりまとめた移行設計書を作成するものとする。

(ア) レイヤ構成一覧表（グループレイヤー一覧表を含む）

(イ) マップ構成一覧表

(ウ) 帳票一覧表

(エ) ユーザー・グループ一覧表

(オ) アクセス権一覧表

⑥ベクトルデータ搭載

現行システムに搭載されているベクトルデータについて、新システムで運用できるように変換・移行を行いデータの欠損が無いかの確認を行うものとする。

ベクトルデータ：約2,400レイヤ（消火設備データや下水道台帳データ等を含む）

(ア) データ移行のタイミングは構築時及び並行稼働時に下記の3回程度を想定し、本稼働前までに漏れなく移行するものとする。

1回目：抽出時点の全移行対象レイヤ

2回目：データ更新分及び新規作成レイヤ

3回目：差分の最終更新

1回目の抽出レイヤについては、全レイヤを仮稼働までに搭載することを理想とするが、使用頻度や重要度の低いデータについては、市と調整の上、仮稼働後の搭載でも可とする。なお、移行に際しカスタマイズ等が必要なデータは、都度修正を加えることとし、データ移行作業を実施する時点は、両者協議の上決めることとする。

(イ) 受注者は、移行したデータが正確に反映されているか確認を行い、確認結果報告書を発注者に提出し、承認を得ること。なお、移行に際し不備が見つかった場合は、受注者が都度修正を行い、発注者の確認を受けること。

(ウ) 発注者から貸与するデータ定義書に記載されている内容は下記のとおりである。

A.レイヤー一覧

B.データベース定義書

C.ユーザー情報一覧

D.アクセス権一覧

E.グループレイヤー情報

各データ定義書の記載内容は次のとおりとする。

A.レイヤー一覧

- データソース ID (データ種別コード)
- データソース名 (データ種別名称)
- レイヤ ID
- レイヤ名
- テーブル名 (データベース格納先)
- データの種類 (ラスタ、ベクトル)
- 図形タイプ (ポリゴン、ライン、ドット)
- データ様式 (Shape、CSV 等)

B. データベース定義書

a. テーブル情報

- テーブル名

b. フィールド情報

- フィールド名
- データ型
- フィールドサイズ
- NULL 値の許容可否
- インデックス定義 (設定がある場合)
- プライマリキー

C. ユーザー情報一覧

(ユーザー一覧)

- ユーザー ID
- ユーザー名
- ユーザー種別権限 (一般ユーザー、管理者)
- 所属しているグループ名

(グループ一覧)

- グループ ID
- グループ名

D. アクセス権一覧

レイヤー一覧に登録されているレイヤ 1 件ずつについて、下記を記載したもの。

- 公開範囲 (ユーザー名、グループ名、全体公開)
- 権限設定の有無 (閲覧、編集、印刷、出力) ※ユーザーやグループごとにアクセス権が異なる場合はそれぞれ記載。

E. グループレイヤ情報

複数のレイヤを 1 つにまとめて一括で表示できるグループレイヤとして設定されているものの情報。

実施する時点は、両者協議の上決めることとする。

- (イ) 受注者は、移行したデータが正確に反映されているか確認を行い、確認結果報告書を発注者に提出し、承認を得ること。なお、移行に際し不備が見つかった場合は、受注者が都度修正を行い、発注者の確認を受けること。

⑧移行レイヤ・マップ調整

現行システムでマップ設定（複数レイヤの一括呼び出し）を行っていたものについては、新システムでも同様の構成でマップ設定を作成するものとする。

⑨ ファイリング登録

移行する各レイヤへファイリング登録されている画像データ、その他ドキュメントファイル（Word・Excel・PDF・JPEG・PNG等）について閲覧可能となるよう紐づけ設定を行うものとする。

尚、レイヤとファイリングデータを紐づけるための情報は発注者が提供することとする。

ファイリングデータ容量：10GB程度

⑩埋蔵文化財台帳システム構築

現行システムに搭載されている「埋蔵文化台帳」の機能を搭載する。

本システムは GIS システムの図形および属性情報として埋蔵文化財の情報をデータベース化、帳票へ出力できる機能である。システム構築に当たっては、現行システム管理項目や機能要件（入力項目、台帳データ管理、印刷機能等）を満たしつつ、画面構成や UI 設計については提案者の創意工夫を認めるものとし、計画準備、要件定義基本設計を行うものとする。なお、契約日から1か月以内に台帳画面構成や画面遷移の概要について説明資料をとりまとめて所管課に提示し、内容について合意を得たうえでシステムを構築するものとする。

(1.システム概要)

届出人より届け出のあった埋蔵文化財の情報を台帳形式で保存する機能。

各台帳データは受付番号ごとに「受付」、「届出」、「発見結果」の三種類の情報（次ページの各画面詳細参照）を一元的に管理し、各情報間を容易に切り替えて閲覧・編集できること。また、受付番号による前後のデータへの遷移が容易にできること、もしくは地図画面から該当する台帳を検索して任意の台帳情報の表示画面へ容易に遷移できること。

GIS のレイヤと連動しており、GIS 上の図形の作成・編集・削除機能を備え、台帳データに紐づく位置情報を GIS 上に表示する機能を有すること。また、図形の登録ができ、図形を保存、表示させることができる。図形は Shape 形式または GeoJSON 等の汎用的な GIS データ形式で保存・エクスポートできること。

入力されたデータを各帳票に記載し、印刷できる機能を有すること。

(2.機能概要)

(1). 埋蔵文化財台帳へのデータ新規登録及び保存、編集、削除

(2). 埋蔵文化財台帳に登録をしたそれぞれのデータから、図形レイヤの新規作成、変更、削除、属性

一覧の登録、当該レイヤの表示ができ、その図形が埋蔵文化財台帳のデータと紐づいていること。
(3). 埋蔵文化財台帳に登録したデータを元に、別紙3「帳票一覧」の各種帳票印刷ができること。

(3.各画面)

- a. 受付
- b. 届出
- c. 発見結果

画面の仕様は下記が望ましいが、三種類の情報を管理できれば代替運用も可とする。

・画面仕様

表示内容は受付・届出・発見結果の3種類の情報で1つの台帳を構成しており、1画面内で各情報を容易に切り替えて表示できること。

また、管理番号で紐づいており、台帳のページを切り替えた際は、a,b,cの画面はそれぞれ同じ受付番号の画面を表示させることができること。なお、台帳画面内で直接ページの切り替えを行わない場合は、この限りではない。

(4.各機能)

本システムは以下の機能を有すること。

- ・台帳データのGIS上へのアイコン表示および当該アイコンからの台帳画面呼出
- ・GIS連携（地図表示・地番検索表示）
- ・帳票印刷機能
- ・台帳データの前後移動（ページネーション）
- ・台帳の新規作成・編集・削除・保存・キャンセル機能
- ・GIS図形の作成・編集・削除機能

(5.各画面詳細)

a,受付、b,届出、c,発見結果を入力できること。

また、受付・届出・発見結果の各情報は1画面内で容易に切り替えて入力できること。

入力後に削除、キャンセル、保存ができること。それぞれの入力の効果は次の通り。

削除・・・入力した内容を削除する。また、台帳に保存されている場合は台帳からも削除する。

キャンセル・・・入力された内容を破棄終了する。また、台帳に保存されている場合は、その内容を削除せず、入力前の状態に戻す。

保存・・・入力された内容を保存する。また、受付番号は空欄の場合は、自動附番する。番号は受付をした順番に連番とする。また、a,b,cともに同じ番号とすること。

a,受付

埋蔵文化財の受付内容を入力、表示させる。

(入力項目)

(ア) 受付番号・・・台帳の通し番号として保存後に自動附番されること。

- (イ) 受付日 ・ ・ 日付を入力できること。
- (ウ) 受付市教生涯番号 ・ ・ 数値と記号を入力できること。
- (エ) 事業者組織名
- (オ) 事業者名
- (カ) 事業者郵便番号
- (キ) 事業者住所1
- (ク) 事業者住所2
- (ケ) 開発目的 ・ ・ ※1
- (コ) 開発目的備考
- (サ) 大字コード ・ ・ ※2
- (シ) 開発区域
- (ス) 開発面積 ・ ・ 枠外に「㎡」を表示させること。(m 2 等の代替文字でも可とする)
- (セ) 工事期間開始
- (ソ) 工事期間終了
- (タ) 連絡先名
- (チ) 連絡先郵便番号
- (ツ) 連絡先住所1
- (テ) 連絡先住所2
- (ト) 連絡先電話番号
- (ナ) 連絡先担当者名
- (ニ) 備考 ・ ・ 選択形式とすること。選択項目は「=未設定=」、「申請中」、「調査終了(遺構なし)」、「調査終了(遺構あり)」、「保存」、「その他」から選択できること。
- (ヌ) 地図フラグ ・ ・ 図形の登録状態を示すフラグを管理できること。台帳に紐づいた図形を新規作成した際にフラグが自動的に設定され、図形が削除された場合にはフラグが自動的に解除されること。ただし、台帳と図形データがシステム内部で確実に結合されることが前提となる場合は、地図フラグの設定は必須としない。

※1 選択項目を2つ用意する。1つ目は「開発行為」または「その他」から選択できること。2つ目は、「開発行為」を選択した場合は（道路、鉄道、空港、河川、港湾、ダム、学校建設、集合住宅、個人住宅、工場、店舗、個人住宅兼工場又は店舗、その他建物、宅地造成、土地区画整理、公園造成、ゴルフ場、観光開発、ガス・電気・水道、農業基盤整備（農道等を含む）その他の農業関係、土砂採取、その他の開発）から、「その他」を選択した場合は、（学術研究、遺跡整備、保存目的の範囲内用確認調査、自然崩壊）からそれぞれ選択できるようにすること。

※2 選択項目を3つ用意する。1つ目は「北部」「中部」「南部」を選択できること。2つ目は、「北部」を選択した場合は（大柏、宮久保、曾谷、〈国分、国府台〉）（国分、国府台で1項目）を、「中部」を選択した場合は「市川、八幡、中山、市川南、本八幡駅南」を、「南部」を選択した場合は、「信篤、行徳、南行徳」からそれぞれ選択できること。

3つ目は各町及びそれぞれの丁目を選択できるようにすること。

b,届出

埋蔵文化財の届出情報を入力、保存、表示させる。

(入力項目)

(ア) 受付番号 ・ ・ 台帳の通し番号として保存後に自動附番されること。受付画面と同じ番号となる。

(イ) 台帳記載区分

(ウ) 台帳記載記入日

(エ) 台帳記載氏名

(オ) 土地所有者組織名

(カ) 土地所有者名

(キ) 土地所有者郵便

(ク) 土地所有者住所 1

(ケ) 土地所有者住所 2

(コ) 遺跡の形状 ・ ・ 複数選択可能なチェックボックスを表示させる。

表示項目は「宅地」「水田」「畑地」「山林」「道路」「荒蕪地」「原野」「その他」とする。

(サ) 現地確認

(シ) 試掘調査

(ス) 発掘調査

(セ) 現況

(ソ) 参考事項 ・ ・ 次のリストから選択できること。(確認調査、本調査、確認本調査)

(タ) 届出進達日

(チ) 試掘調査日

(ツ) 届出市教生涯

(テ) 発掘担当者名

(ト) 発掘担当者経歴

(ナ) 調報市教番号

(ニ) 着手予定時期

(ヌ) 終了予定時期

(ネ) 調査報告日

(ノ) 土地取得日

(ハ) 印刷区分 ・ ・ 次のリストから選択できること。(A、B、C)

(ヒ) 遺跡コード

(フ) 遺跡の名称 ・ ・ 遺跡コード欄に該当する番号を入力した際、それに対応する遺跡名を自動入力すること。なお、自動入力に対応しない場合は、市川市と協議の上で同等の代替機能を提供すること。

(ヘ) 遺跡地点

(ホ) 調査対象面積 ・ ・ 入力外に「㎡」を表示させる。(m²等の代替文字でも可とする)

(マ) 協議履歴等を複数行で入力・管理できるグリッド形式の入力欄を設けること。また、行の追加・削除が容易にできること。

(列項目：協議番号、管理日付、管理担当者、協議指導事項、相手方)

c,発見結果

発見結果の情報を入力、保存、表示させる

(入力項目)

(ア) 受付番号・・・台帳の通し番号として保存後に自動附番されること。受付画面と同じ番号となる。

(イ) 発見物件名

(ウ) 発見物件数量

(エ) 発見場所・・・「受付タブ」の「開発区域」に入力された事項を、保存時に自動入力すること。

(オ) 発見年月日

(カ) 備考

(キ) 調査期間開始

(ク) 調査期間終了

(ケ) 調査日数

(コ) 調査面積

(サ) 遺跡の立地

(シ) 遺構の概要

(ス) 確認調書特記事項

(セ) 調査結果通知日

(ソ) 調査結果報告日

(タ) 結果市教生涯番号

(チ) 協議範囲

(ツ) 調査結果その他

(テ) 報告書刊行予定・・・「次年度以降」と自動入力されること。また編集・削除は可能とすること。

(ト) 確認調書面積　入力項目は6か所あり、《》の部分とする。

上層《》/《》 (確) 《》 (本)

下層《》/《》 (確) 《》 (本)

(6.各機能詳細)

以下の機能を実装すること。

- (1) 台帳データの位置を GIS 上にアイコン表示し、アイコンから台帳データを参照できること
- (2) 登録済み図形または地番情報を GIS 上に表示する機能
- (3) 台帳データに基づく帳票の選択・プレビュー・印刷機能
- (4) 受付番号順のデータ閲覧（前後移動）機能
- (5) 台帳の新規作成・編集・削除・保存・キャンセル機能

(6) 台帳データに紐づく GIS 図形の作成・編集・削除機能

(7.コード一覧)

台帳データの入力補助に使用するデータの一覧（遺跡名、所在地等）をコードに紐づけて保持している。

コード一覧の参照、新規登録、編集、削除ができること。なお、システム機能として

コード一覧の更新管理機能を有さない場合は、保守運用作業の一環としてコード一覧の更新作業を受注者において実施すること。

⑪埋蔵文化財台帳データ移行

現行の全庁型GISに搭載されている「埋蔵文化財台帳」に登録済の埋蔵文化財台帳の台帳データおよび図形データを移行する。移行にあたって発注者から、移行用のデータ（CSVおよびShapeデータ）を貸与する。なお、移行対象である台帳CSVデータと図形Shapeデータの件数については一致していない。また、台帳と図形とが突合しないデータも含まれている。これらの不突合等データの移行に際しては、市川市と受注者との協議の上で、データの移行内容について決定し、対応するものとする。

それらの移行したデータについては、受付番号順に表示できるようにし、印刷、編集、削除等もできるようにすること。

（貸与資料）

- ・6.前提条件(2) ③データ定義書（A.レイヤー一覧、B.データベース定義書に記載。）
- ・6.前提条件(2) ④埋蔵文化財台帳データ（CSVおよびShapeデータ）

（台帳データの記載内容）

a.受付

- （ア）受付番号
- （イ）受付日
- （ウ）受付市教生涯番号
- （エ）事業者組織名
- （オ）事業者名
- （カ）事業者郵便番号
- （キ）事業者住所1
- （ク）事業者住所2
- （ケ）開発目的
- （コ）開発目的備考
- （サ）大字コード
- （シ）開発区域
- （ス）開発面積
- （セ）工事期間開始
- （ソ）工事期間終了
- （タ）連絡先名
- （チ）連絡先郵便番号

- (ツ) 連絡先住所 1
- (テ) 連絡先住所 2
- (ト) 連絡先電話番号
- (ナ) 連絡先担当者名
- (ニ) 備考
- (ヌ) 地図フラグ

b.届出

- (ア) 受付番号
- (イ) 台帳記載区分
- (ウ) 台帳記載記入日
- (エ) 台帳記載氏名
- (オ) 土地所有者組織名
- (カ) 土地所有者名
- (キ) 土地所有者郵便
- (ク) 土地所有者住所 1
- (ケ) 土地所有者住所 2
- (コ) 遺跡の形状
- (サ) 現地確認
- (シ) 試掘調査
- (ス) 発掘調査
- (セ) 現況
- (ソ) 参考事項
- (タ) 届出進達日
- (チ) 試掘調査日
- (ツ) 届出市教生涯
- (テ) 発掘担当者名
- (ト) 発掘担当者経歴
- (ナ) 調報市教番号
- (ニ) 着手予定時期
- (ヌ) 終了予定時期
- (ネ) 調査報告日
- (ノ) 土地取得日
- (ハ) 印刷区分
- (ヒ) 遺跡コード
- (フ) 遺跡の名称
- (ヘ) 遺跡地点
- (ホ) 調査対象面積
- (マ) 列項目 (協議番号、管理日付、管理担当者、協議指導事項、相手方)

c.発見結果

- (ア) 受付番号
- (イ) 発見物件名
- (ウ) 発見物件数量
- (エ) 発見場所
- (オ) 発見年月日
- (カ) 備考
- (キ) 調査期間開始
- (ク) 調査期間終了
- (ケ) 調査日数
- (コ) 調査面積
- (サ) 遺跡の立地
- (シ) 遺構の概要
- (ス) 確認調書特記事項
- (セ) 調査結果通知日
- (ソ) 調査結果報告日
- (タ) 結果市教生涯番号
- (チ) 協議範囲
- (ツ) 調査結果その他
- (テ) 報告書刊行予定
- (ト) 確認調書面積

(コード一覧)

台帳データの入力補助に使用するデータの一覧（遺跡名、所在地等）についてもデータ移行すること。

⑫帳票作成

現行システムで設定している下記の各種帳票について、同様の内容で作成し、設定するものとする。

(別紙3「帳票一覧」と同内容で作成)

- (ア) 指導管理表・・・埋蔵文化財台帳で使用
- (イ) 発掘届出進達・・・埋蔵文化財台帳で使用
- (ウ) 58条2項1項・・・埋蔵文化財台帳で使用
- (エ) 調査報告書・・・埋蔵文化財台帳で使用
- (オ) 埋蔵物発見届・・・埋蔵文化財台帳で使用
- (カ) 埋蔵文化財保管証・・・埋蔵文化財台帳で使用
- (キ) 確認結果表紙・・・埋蔵文化財台帳で使用
- (ク) 調査終了確認報告・・・埋蔵文化財台帳で使用
- (ケ) 発掘調査終了確認調書・・・埋蔵文化財台帳で使用

- (コ) 事業者宛調査終了結果通知書・・・埋蔵文化財台帳で使用
- (サ) 事業者宛調査終了確認通知書・・・埋蔵文化財台帳で使用
- (シ) 図郭印刷・・・印刷画面で使用

指定された図郭と凡例を印刷するもの。指定する図郭は約 400 区画を想定する。
また、倍率指定 (1/1500、1/3000) ができること。

⑬ グループウェア連携

発注者が運用するグループウェアやリンク集との連携に必要な情報を提供し、本システムの呼び出しが容易に行えるようにアクセスする URL リンクのデータ等を発注者へ提出する。詳細については、必要に応じて発注者及び発注者のグループウェア運用業者等と協議を行うものとする。

⑭ システム運用テスト

前条までの設定・移行内容に問題が無いか、受注者はテストシナリオを作成のうえテストを行い、その結果を発注者へ報告すること。

⑮ マニュアルの作成

全ての機能について、手順に沿って説明すること。

また、冒頭に目次を設け、実際の操作画面に基づき、見やすく理解しやすい構成にすること。

特に専門知識を必要とする内容の記述若しくは用語及び略語には、必ず容易に理解できる記述内容解説を付記すること。

一般ユーザー用マニュアルと管理者用マニュアルと埋蔵文化財台帳用マニュアルを用意すること。

⑯ 操作説明会の開催

新システムの運用開始までに、受注者の負担で講師及びサポート要員を派遣し、職員を対象とした基本操作向けの運用・保守を行うこと。なお、この研修の対象人数は 240 人程度とし、3 日間 (午前 1 回・午後 1 回×3 日間) とする。実施時期については、別途協議により決定する。
研修場所と研修用端末、スクリーン及びプロジェクターは発注者が用意し、教材は受注者が用意するものとする。

埋蔵文化財台帳システムについても、所管課の担当者向けに操作説明会を開催すること。研修対象人数は 10 人程度とし、1 回とする。

また、管理者向け操作説明会を開催すること。この研修の対象人数は 5 名程度とし、1 回とする。
研修の際は、複数人が同時にシステムに接続することを想定し、滞りなく実施できるようにすること。
上記の研修に置き換わる方法がある場合は、発注者と協議し、発注者の承諾を得た上で変更することができる。

⑰ 問い合わせコールセンターの設置

各職員が GIS の操作方法等や各種問い合わせをできるよう、コールセンターを設置すること。

受付時間は土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日の8：40～17：25とする。

⑱ 機器の環境設定

(ア) サーバ、ネットワーク機器等の環境設定

セキュアな LGWAN-ASP サービスとして利用できるよう、受注者が用意するデータセンターに導入されているサーバ、ネットワーク機器等の環境設定を行うこと。

(イ) クライアント端末の環境設定

システムにアクセスするための URL や必要なブラウザの設定情報を、発注者が保有するクライアント端末に設定するツールの提供及びその設定支援を行うこと。なお、クライアント端末に別途インストール作業を要するシステムは不可とする。

10. 納品物件

本業務における納品物件は、以下の「納品物件一覧表」のとおりとする。各納品物件のタイトルは、同表の納品物件であることが分かるように標記し、納品すること。

また、納入後1年間は媒体破損、データ及びプログラム不良による納入物の再作成及び修正を保証できるように、受注者の責任において納入成果物の複製物を保管すること。

納品物件一覧表

No	納品物件	期限
1.	スケジュール表 (WBS)	委託開始日から7日以内
2.	体制表 (委託終了後の障害対応体制を含む)	
3.	作業選任通知表	
4.	情報セキュリティ対策チェックリスト	
5.	貸与資料借用書	資料貸与時
6.	データ移行設計書	作業開始の7日前
7.	テスト工程別のテスト項目表 (テストシナリオ)	各テスト実施の7日前
8.	テスト工程別のテスト結果報告書	テスト終了後7日以内
9.	操作研修内容の概要及び、研修スケジュール表	研修実施の1ヵ月前
10.	操作研修に係る教材 (映像等を含む)	各操作研修実施の7日前
11.	運用マニュアル (システム管理者向け)	委託期間内随時
12.	操作マニュアル (一般ユーザー向け)	
13.	議事録	
14.	進捗管理表及び進捗報告書	
15.	貸与資料返却書またはデータ抹消報告書	委託期間終了日までの間
16.	完了届	

※3「作業選任通知表」は、恒常的な雇用を証明する書類の写し及び資格認証を証明する登録書の写し

を添付すること。

※ 13「議事録」は、本委託期間中に作成したものを、まとめて再度納品すること。

※ 提出様式は、上記のとおりとする。一般のパソコンで扱えるファイル形式の電子データとして、全ての納品物件をまとめて収録した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1部と、納品物すべてを A4 もしくは A3 用紙に印刷したものを簿冊にまとめて、委託期間終了日までに納品すること。

11. 納品場所

前項「10. 納品物件」で指定した納品物件は、「3. 担当部課」で指定した場所に、期日までに納品すること。

12. システム運用テスト

- (1) 受注者は発注者が承認したテスト項目表（シナリオテスト）に沿って、テストを実施し、正しく稼動した証明として「テスト結果報告書」を提出すること。
- (2) 受注者は、発注者監督職員立会いのもと、システム運用環境において上記（1）で提出された報告書に基づき、システムが正常に稼動することを確認すること。

13. 受け入れテスト

発注者は、受注者が作成し発注者が承認した受け入れテストの項目表（シナリオテスト）に沿って、「9. 委託内容」のとおりシステムが構築されていることを確認する受け入れテストを実施する。

14. 引渡条件

前項 13. 「受け入れテスト」による確認後、発注者が実施する完成検査に合格したことをもって引渡しとする。

15. スケジュール

- (1) セットアップ完了確認は、令和 8 年 10 月～12 月の発注者が指定した時期とする。
- (2) 操作研修は、令和 8 年 10 月～令和 9 年 1 月の発注者と調整した時期とする。
- (3) システム構築は令和 8 年 12 月までに完了するものとし、令和 9 年 1 月から 3 月までを仮運用期間とし、令和 9 年 4 月 1 日から本運用期間とする。

16. 契約不適合責任

発注者は、目的物が仕様書に定めた業務の内容に適合しないことを認識した場合、認識した時点から 1 年以内の間に受注者に対する通知を行うことにより、受注者に対して不適合部分の修補を請求

し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。不適合部分の修補又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から起算し、民法に定める期間内に行われなければならない。

17. 秘密の保持

- (1) 受注者は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

18. 情報セキュリティの確保

受注者は、作業を実施するに当たり、情報セキュリティの取扱いについては、別記2「情報システムに関する情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

19. 権利義務の譲渡の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

20. 著作権について

(1) 著作権の譲渡等

- ① 受注者は、目的物（未完成のものを含む。）又は目的物を利用して完成させた物（以下「著作権に係る目的物等」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第21条から第29条に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権」という。）のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、受注者に帰属するものを、目的物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、受注者は、発注者の承諾を得て、目的物又は著作権に係る目的物等を利用することができる。
- ② 発注者は、受注者が目的物又は著作権に係る目的物等の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、目的物に受注者又は第三者が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合の当該著作権は、受注者又は第三者に帰属するものとする。

(2) 著作者人格権の制限

- ① 受注者は、発注者に対し、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除

き、次に掲げる行為をすることを許諾すること。

ア 目的物又は著作権に係る目的物等の内容を公表すること。

イ 目的物又は著作権に係る目的物等の内容を本システムに係わる事業の維持、運営、管理、広報等のために必要な範囲内で、複製し、又は改変すること。

ウ 目的物又は著作権に係る目的物等を、本システムに係わる事業の維持、運営、管理、広報等のために必要な範囲内で、写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

エ 目的物又は著作権に係る目的物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。

- ② 受注者は、前項の規定によらず発注者に対し、納品物件及びシステム出力データを改変し、業務で使用することを許諾すること。
- ③ 受注者は、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権に係る目的物を除きあらかじめ発注者の承諾又は合意を得ることなく目的物又は著作権に係る目的物等の内容を公表してはならない。
- ④ 受注者は、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権に係る目的物を除き、発注者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(3) 第三者の著作権の侵害の防止

- ① 受注者は、受注者が発注者に引き渡した目的物の全てについて第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害するものでないことを保証すること。
- ② 受注者が前項の規定に違反し、第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害した場合は、受注者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。

21. その他

- (1) 開発に必要なハードウェア等、環境整備、作業場所（発注者が提供する場合を除く。）等開発に要する一切の費用は、全て受注者の負担とする。なお、パッケージソフトについて、開発中に必要なライセンス（使用許諾権）取得にかかる費用は、全て本調達に含まれるものとする。
- (2) 本システムに移行したユーザデータ及び本システムの運用に伴いシステム上に蓄積されるユーザデータに関する権利は市川市に帰属するものとし、EUC機能による二次加工データ及び一括抽出により取得するユーザデータ等の使用に係る権利についても市川市に帰属するものとする。
- (3) 受注者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- (5) 契約の履行上の疑義については、発注者と受注者とが協力して解決すること。

別紙1 「全庁型地理情報システム機能要件」

番号	分類	小分類	機能	内容
1.	地図	表示	レイヤの表示	レイヤを地図上に表示する
2.			レイヤの解放	凡例上のレイヤー一覧からレイヤを削除する
3.			マップの表示	マップを地図上に表示する
4.			表示／非表示の切替	マップ、レイヤの表示／非表示を切り替える
5.			複数画面表示	複数の画面で地図を表示する
6.			複数地図の同期	複数の画面で同じ位置を表示する
7.			レイヤー一覧凡例表示	レイヤー一覧と凡例を表示する
8.			レイヤ表示順の変更	画面に表示しているレイヤの順番を変更する
9.			透過率設定	画面に表示しているレイヤの透過率を設定する
10.			背景のトーン色指定	グレースケールなど背景のトーン色を指定する
11.			コピーライト表示	地図の著作権等を表示する
12.			中心位置表示	地図の中心座標を表示する
13.			経緯度による座標表示	経緯度で中心座標を表示する
14.			ズームバー表示	ズームバーを表示する
15.			スケールバー表示	表示中の地図縮尺に対応したスケールバーを表示する
16.			ログインユーザー表示	ログインユーザー名を表示する
17.		移動	定率移動	表示地図を任意の方向に一定割合で移動させる
18.			ドラッグ移動	マウス操作により地図をつかんだようにして移動する
19.			フリースクロール移動	地図を任意方向に連続移動する
20.			ホーム	プロジェクトの初期表示位置を表示する
21.		場所移動	住所検索	町名や地番、住所を選択し、対象住所の位置を地図表示する
22.			地番検索	地番を選択し、対象地番の位置を地図表示する
23.			目標物検索	目標物名を選択して対象目標物の位置を地図表示する
24.			アドレスマッチングによる場所移動	入力された住所文字列でアドレスマッチングを行った結果で位置を移動する
25.			クイック検索（住所）	住所文字列を入力し、対象の位置を地図表示する
26.			クイック検索（目標物）	目標物文字列を入力し、対象の位置を地図表示する
27.			クイック検索（平面座標）	指定した平面座標を中心に地図を画面表示する
28.			クイック検索（緯度経度（10進））	指定した緯度経度（10進表記）を中心に地図を画面表示する
29.			ブックマーク	名称を付けて特定の位置を登録し、登録したものを呼び出すことで移動する
30.		拡大／縮小	定率拡大／縮小	表示地図の縮尺を一定割合で拡大・縮小する
31.			指定範囲拡大／縮小	表示地図領域内で矩形領域を指定し拡大する
32.			連続ズーム	表示地図をマウスホイール操作により連続的に拡大・縮小する
33.			縮尺指定	リストから選択または入力指定した縮尺で地図を画面表示する
34.			全域表示	地図画面上に表示されているレイヤ全体を表示する

35.			レイヤ範囲表示	指定するレイヤの範囲を地図画面に表示する	
36.		回転	回転角度入力	回転表示させる角度をキー入力する	
37.			マウス操作による回転	マウス操作により地図を回転する	
38.			自由回転	地図を回転表示する	
39.			回転後の操作	地図を回転後もすべての機能が操作可能であること	
40.		索引図	索引図の設定	索引図を設定する	
41.			メイン地図の領域表示	全体図（索引図）上に、メイン地図画面の表示領域を示す	
42.			メイン地図との同期	メイン地図の動きと同期して、メイン地図の領域枠を移動、拡大縮小する	
43.		メモ	メモ表示	メモレイヤを読み込み、表示する	
44.			メモの編集、保存	メモレイヤの編集内容（図形の登録、更新）を保存する	
45.			メモの終了	メモの編集モードを終了する	
46.	データ管理	レイヤ管理	新規レイヤ作成	新規レイヤを追加できること	
47.				レイヤの削除	作成したレイヤを削除する
48.				レイヤの権限設定	レイヤに対して、編集・印刷・出力の権限を指定する
49.				共有レベルの設定	レイヤの共有レベル（全体公開、グループ公開、マイレイヤ）を指定する
50.				レイヤ名の変更	作成済みのレイヤの名称及び設定を変更する
51.				テーブルの再定義	レイヤの属性定義を変更する
52.		ファイリング	ファイリングデータの登録	図形データに対して任意ファイル（Word、Excel、PDF、CAD（DXF）等）を複数登録できる	
53.			ファイリングデータの参照	図形データに対して関連づけられているファイルを参照する	
54.		シンボル／ラベル設定	単一シンボル	単一の線種、線色、塗りつぶし色、大きさ、透過等のシンボル設定をする	
55.			個別値シンボル	属性値ごとにシンボルを設定してレイヤを表示する	
56.			ランキングシンボル	属性値でカテゴリ分けし、カテゴリごとにシンボルを設定してレイヤを表示する	
57.			シンボル非表示	シンボルを表示しない設定	
58.			画像シンボル設定	画像ファイルをレイヤのシンボルとして設定する	
59.			シンボルの変更	設定したシンボルを変更する	
60.			単一ラベル	単一の文字種、文字色、サイズ等のラベル設定を行う	
61.			個別値ラベル	属性値ごとにラベルを設定してレイヤを表示する。また、文字種、文字色、サイズ等の設定をラベルごとに設定できる。	
62.			ランキングラベル	属性値でカテゴリ分けし、カテゴリごとにラベルを設定してレイヤを表示する。また、文字種、文字色、サイズ等の設定をラベルごとに設定できる	
63.			段ラベル	ラベルを複数行表示する	
64.			ラベル非表示	ラベルを表示しない設定	
65.			棒グラフ	属性値を用いて棒グラフを作成し、レイヤ表示する	

66.			円グラフ	属性値を用いて円グラフを作成し、レイヤ表示する
67.			クロスランキング	二つフィールドの値を組み合わせてシンボルを設定して表示する
68.			表示縮尺の設定	シンボルやラベルを表示する縮尺範囲を指定する
69.		グループレイヤ管理	作成	複数のレイヤをグループ化して保存する
70.			名称	グループレイヤの名称を保存する
71.			読み込み	グループレイヤを読み込み、表示する
72.			上書き保存	グループレイヤの変更を保存する
73.			削除	作成したグループレイヤを削除する
74.			共有レベルの設定	グループレイヤの共有レベル（全体公開、グループ公開、マイレイヤ）を指定する
75.		マップ管理	作成	背景レイヤと主題レイヤの組み合わせをマップとして保存する
76.			名称	マップの名称を保存する
77.			上書き保存	マップの変更ができ、それを保存する
78.			読み込み	マップを読み込み、表示する
79.			削除	作成したマップを削除する
80.			共有レベルの設定	マップの共有レベル（全体公開、グループ公開、マイマップ）を指定する
81.		プロジェクト管理	作成	複数のマップやグループレイヤ、レイヤの組み合わせを 表示縮尺、中心座標ともに保存する
82.			上書き保存	プロジェクトの変更ができ、それを保存する
83.			読み込み	事前に登録されているプロジェクトを呼び出す事で、瞬時に多数のレイヤの ON/OFF を切り替える
84.			削除	作成したプロジェクトを削除する
85.			図式の保存	レイヤのシンボル設定とは別に、プロジェクト独自のシンボル設定を保存する
86.			共有レベルの設定	プロジェクトに対する共有レベルを設定する（全体公開、グループ公開、マイプロジェクト）
87.			初期表示プロジェクトの設定	ログイン時に読み込むプロジェクトを指定する
88.	検索	個別属性表示	属性照会	地図画面上でクリックした地物の属性を表示する
89.			吹き出し情報表示	地図画面上でクリックした地物の属性を吹き出しの形状で表示する
90.		空間検索	空間検索	マウス操作により対象領域を指定し、領域内に含まれた地物の属性を表示する（対象領域の指定は、既存図形・新規入力（多角形・円・点・線）から選択可能）
91.			検索の追加、絞込み	空間検索や属性検索からの検索結果一覧からさらに検索する
92.		属性検索	属性検索	検索条件を設定して属性データを検索し表示する
93.			検索条件の抽出	検索しようとするデータ項目にどのようなデータが格納されているかをコンボボックスに表示する

94.			検索条件の保存	作成した検索条件を保存する	
95.			特定属性検索	保存した検索条件を読み出して検索を行う	
96.			あいまい検索	表示しているレイヤすべてもしくは指定したレイヤに対して同時にキーワード検索を行い、キーワードが含まれるレイヤとそれが含まれる項目名と件数を表示し、さらに絞込み検索をする	
97.			検索結果の絞込み	検索結果を対象として属性検索をする	
98.			検索結果の消去	検索結果の色塗りおよび属性一覧の内容を消去する	
99.		レイヤ検索	レイヤ検索	選択された検索レイヤの図形と重なる図形を検索する	
100.			レイヤ全検索	検索レイヤの全図形について重なる図形を検索する	
101.			レイヤ解析	2つのレイヤを重ね合わせ、重なる（または重ならない）図形を検索する	
102.			結果のレイヤ化	検索結果を新規レイヤとして登録する	
103.		属性一覧	レイヤの属性表示	検索された、またはすべてのレイヤの属性を一覧表に表示する	
104.			検索結果の強調表示	検索された属性情報に対応する地物を強調表示する	
105.			選択範囲表示	検索結果の属性一覧で選択された属性情報に対応する地物を地図表示する	
106.			並べ替え	検索結果の属性一覧を昇順もしくは降順に並べ替え表示をする	
107.			属性一括更新	指定した属性項目について、属性一覧上に表示されている全行を一括で更新する	
108.			属性照会	属性一覧上で選択された属性情報を単票形式で表示する	
109.			属性編集	単票形式で表示した属性の内容を編集する	
110.			レコードの削除	属性一覧からレコードを削除する	
111.			選択図形のみ表示	属性一覧で選択した図形のみ表示する	
112.			レイヤの複製・移動	属性一覧に表示中のデータを別レイヤもしくは既存のレイヤに複製または移動する	
113.			表示項目の選択	属性一覧に表示する項目を設定する	
114.			項目集計	検索された属性データを CSV または Excel で出力し、小計・件数などの集計する	
115.			クロス集計	検索された属性データを CSV または Excel で出力し、小計・件数などのクロス集計する	
116.			レコードの削除	検索結果一覧からレコードを削除する	
117.	印刷	印刷	印刷	地図や凡例等をプリンターで印刷する	
118.				PDF 印刷	PDF ファイルで出力する
119.				図郭印刷	図郭地図上で選択された図郭範囲だけ印刷する
120.				印刷縮尺の指定	印刷する地図縮尺を指定する
121.				印刷レイアウト	印刷レイアウト（テンプレート）をあらかじめ登録できる
122.				印刷レイアウト編集	印刷のレイアウトを作成、編集する
123.				整飾	画面上で印刷レイアウトを編集する

124.			フッター出力	印刷する地図に凡例、タイトル、方位シンボル、スケールバー等を配置する
125.			セキュリティテキスト	印刷結果にあらかじめ設定した注意文を出力する
126.			属性出力	印刷レイアウトに単票もしくは一覧形式で属性情報を出力する
127.			属性一覧の出力	属性一覧の内容を印刷出力する
128.	図郭	図郭印刷	図郭印刷	発注者の指定した区域の図郭を印刷できる。(約400か所)
129.			図郭印刷 (PDF 出力)	図郭を PDF 出力できる
130.			印刷するレイヤ	図郭印刷で印刷するレイヤを設定できる (住宅地図を含む)
131.			図郭印刷の縮尺指定	図郭印刷で、縮尺を指定できる (1/1500、1/3000 が最低限あること)
132.			図郭印刷の凡例設定	図郭印刷に凡例を表示する
133.			図郭印刷の凡例の変更	図郭印刷に表示する凡例を変更できる (保守作業で変更できる)
134.			図郭印刷の表題設定	図郭印刷に表題を表示する
135.			図郭印刷の表題の変更	図郭印刷に表示する表題を変更できる (保守作業で変更できる)
136.			スペース部分の文字表示	図郭印刷のスペース部分に自由に文字を表示させることが出来る (所管課名を表示するなど)
137.			図郭印刷の所管課の変更	図郭印刷に表示する所管課を変更できる (保守作業で変更できる)
138.			図郭印刷の備考表示	図郭印刷に備考欄を表示する
139.			図郭印刷の備考の変更	図郭印刷に表示する備考欄を変更できる (保守作業で変更できる)
140.	出力	ファイル出力	画像エクスポート	表示中の地図画面を画像ファイルとして出力する (BMP, JPG, PNG, GIF, PDF)
141.			CSV エクスポート	指定したレイヤデータや、検索等により表示された属性データを CSV ファイル形式で出力しダウンロードする
142.			位置情報付き CSV エクスポート	指定したレイヤデータや、検索等により表示された属性データを座標情報 (XY または緯度経度) 付きで CSV ファイル形式で出力しダウンロードする
143.			SHAPE エクスポート	指定したレイヤデータや、検索等により表示された図形データを SHAPE 形式で出力する
144.			GML エクスポート	指定したレイヤデータや、検索等により表示された図形データを GML 形式で出力する
145.			DXF エクスポート	指定したレイヤデータや、検索等により表示された図形データを DXF 形式で出力する
146.			KML エクスポート	指定したレイヤデータや、検索等により表示された図形データを KML 形式で出力する
147.			GeoJSON エクスポート	指定したレイヤデータや、検索等により表示された図形データを GeoJSON 形式で出力する
148.	入力	ファイル入力	CSV インポート	CSV ファイルを外部属性テーブルとしてインポートする

149.			位置情報付き CSV インポート	位置情報が入力されている CSV ファイルをインポートし、ポイントレイヤを生成する 位置情報は以下の 3 形式に対応 1) 住所 (アドレスマッチング) 2) XY 座標 3) 緯度経度
150.			SHAPE インポート	SHAPE ファイルをインポートする
151.			DXF インポート	DXF ファイルをインポートする
152.			KML インポート	KML ファイルをインポートする
153.			GeoJSON インポート	GeoJSON ファイルをインポートする
154.			新規レイヤ/テーブル作成	各データのインポート時に新規レイヤ/テーブルを作成する
155.			既存レイヤ/テーブルに追加	各データのインポート時に既存レイヤ/テーブルにデータを追加する
156.			既存レイヤ/テーブルを代替	各データのインポート時に既存レイヤ/テーブルのデータと入れ替える
157.			インポート時の投影変換	座標を投影変換しながらインポートする 対象は SHAPE、CSV (経緯度)、KML、GeoJson のみ
158.			属性更新	インポートした CSV ファイルの内容でレイヤの属性を更新する
159.			Exif ファイルのインポート	インポートした画像ファイルの Exif 情報から座標位置の追加と画像のファイリング、ファイル名、撮影日時登録を行う ※無害化処理により削除される情報は対象外とする
160.			地図上への画像貼り付け	画像ファイルを取り込み、座標を指定して画像ファイルを地図上に貼り付ける
161.	計測	計測	距離計測	地図上でマウスクリックにより指定した多点間の距離を表示する
162.			面積計測	地図上でマウスクリックにより指定した多角形の面積と周長を表示する
163.			図形計測	選択された図形の距離や面積を表示する
164.			緯度経度計測	マウスでクリックした指定地点の緯度経度を計測する。
165.			円計測	マウスで入力した円の面積と周長を表示する
166.			指定円内の図形計測	マウスで入力した円内に含まれる図形の距離や面積を表示する
167.			スナップ	指定したレイヤの図形に対して既存図形の端点や線に一致させながら計測図形を入力する
168.			スナップ設定	スナップ対象レイヤ、スナップ範囲などスナップの条件を設定する
169.			計測結果の削除	計測結果の表示を消去する
170.			計測結果の座標表示	計測図形の頂点の座標をリスト表示する
171.			集計	計測した結果を集計する
172.			エクスポート	計測結果を KML 形式でエクスポートする
173.			編集	図形編集
174.	編集のキャンセル	図形編集した内容を破棄する		

175.		図形の追加	地図上にマウスでポイント、ライン、ポリゴン図形追加する
176.		図形の削除	選択された図形を削除する
177.		図形の移動	選択された図形を移動する
178.		図形の複製	選択された図形をコピーする
179.		図形の形状変更	作成済みの図形の形状を変更する
180.		図形のサイズ変更	作成済みの図形のサイズを変更する
181.		図形の回転	選択された図形を回転する
182.		図形の拡大／縮小	選択された図形を拡大、縮小する
183.		図形の属性編集	選択された図形の属性値を表示、編集する
184.		矩形の作成	地図上で矩形の対角線をクリックし、矩形を作図する
185.		円の追加	地図上でマウスクリックとドラッグにより円（正円並びに楕円）を作図する
186.		矢印の追加	地図上でマウスクリックとドラッグにより矢印を作図する
187.		半径を指定した円の追加	マウスで中心位置を指定し、半径を数値入力して円を作図する
188.		円弧の作成	「中心座標」、「半径」、「方向角」、「内角」を指定、又はマウス操作で円弧を作成する
189.		扇形の作成	「中心座標」、「半径」、「方向角」、「内角」を指定、又はマウス操作で扇形を作成する
190.		垂線の作成	垂直な線分を生成する
191.		平行線の作成	平行な線分を生成する
192.		ライン均等分割	線分を指定された数で均等に分割する
193.		スナップ編集	指定されたレイヤの図形に対してスナップしながら編集する
194.		スナップ設定	スナップ対象レイヤ、スナップ範囲などスナップの条件を設定する
195.		トポロジ編集	隣接するポリゴンについて、共有する頂点を移動、追加、削除することで両方の図形を同時に更新する
196.	高度な図形編集	メッシュ追加	指定した座標を開始点として、任意の大きさと角度で $n \times m$ マスのメッシュを作図できる
197.		ポイント→ポリゴン/ライン変換	ポイントデータを、ポリゴンデータ、ラインデータに変換できる
198.		一括バッファ作成	空間検索等で検索された複数の図形に対して一括でバッファ図形を生成する
199.		分割	選択された図形をマウスで分割線を入力して分割する
200.		結合	選択された 2 つの図形を合成する
201.		くり抜き	選択した図形をマウスで入力した図形でくり抜く
202.		面重心から点レイヤ変換	空間検索等で検索された複数のポリゴン図形に対して重心にポイントを生成し、新規レイヤまたは既存レイヤに登録する
203.		空間結合	ポイントレイヤとポリゴンレイヤを重ね合わせ、位置が重なる図形について、ポイントレイヤ側にポリゴンレイヤの属性情報を結合する
204.		切り抜き	指定したポリゴンレイヤと重なる図形を切り抜き、新規レイヤとして作成する
205.	ファイリング	ファイリング登録	新規図形登録時または図形編集時に任意ファイルに関連づける

206.			ファイリング削除	登録されたファイリングデータを削除する
207.			ダウンロード	登録されたファイリングデータをダウンロードする
208.		簡易作図	図形入力	レイヤを指定せず、一時的な図形（点、線、面、文字）を入力する サイズおよび色を指定可能 一時的図形のため、保存はできなくても可
209.			入力図形の消去	入力した簡易図形を指定して消去
210.			入力図形の一括消去	入力した簡易図形の一括消去
211.	ポータル機能	検索	レイヤの検索	キーワード、オーナー、作成日、共有レベルでレイヤを検索する
212.			グループレイヤの検索	キーワード、オーナー、作成日、共有レベルでグループレイヤを検索する
213.			マップの検索	キーワード、オーナー、作成日、共有レベルでマップを検索する
214.			マニュアル表示	操作マニュアル一式を表示させる。
215.			お知らせ表示設定	ログイン時に設定されたお知らせを表示する
216.			ヘルプ	ヘルプを表示する
217.			バージョン情報	システム情報等を表示する

別紙1 「全庁型地理情報システム機能要件」 管理者用機能一覧

番号	分類	小分類	機能	内容
1.	グループ・ユーザー管理	ユーザー管理	新規登録	新規利用ユーザーを作成する（ユーザー名、ユーザーID、所属グループ、管理者権限、責任者権限）
2.			検索・参照	作成済みユーザー、グループの検索および情報を表示する
3.			ユーザー情報変更	ユーザー情報を変更できる
4.			パスワード変更	ユーザーパスワードを変更する
5.			グループ登録	所属グループを登録する
6.			削除	作成済みユーザー、グループを削除する
7.			CSV出力	ユーザーの一覧をCSV形式で出力する
8.		グループ管理	新規登録	新規グループを作成し、ユーザーを割り当てる（グループは200以上作成できること）
9.			検索・参照	作成済みユーザー、グループの検索および情報を表示する
10.			グループ名、グループ略称変更	グループ名、グループ略称を変更する
11.			所属ユーザー登録、変更	グループに所属するユーザーを登録、変更する
12.			削除	作成済みユーザー、グループを削除する
13.			CSV出力	グループの一覧をCSV形式で出力する
14.	GIS 資源管理	マップ管理	新規作成	新規マップを作成する
15.			検索・参照	マップの検索および情報を表示する
16.			レイヤ構成の表示・編集	マップのレイヤ構成を表示、編集する
17.			アクセス権限設定	全て、または特定のグループまたはユーザーに対して参照・編集の権限を設定する
18.			削除	マップを削除する
19.		CSV出力	マップの一覧をCSV形式で出力する	
20.		グループレイヤ管理	新規作成	新規マップを作成する
21.			検索・参照	グループレイヤの検索および情報を表示する
22.			レイヤ構成の表示・編集	グループレイヤのレイヤ構成を表示、編集する
23.			アクセス権限設定	全て、または特定のグループまたはユーザーに対して参照・編集の権限を設定する
24.			削除	マップを削除する
25.		レイヤ管理	新規作成	新規レイヤを作成する
26.			検索・参照	レイヤの検索および情報を表示する
27.			編集	レイヤ名、基本権限（編集・印刷・出力）、同時アクセス数、オーナー等を編集する
28.			アクセス権限設定	全て、または特定のグループまたはユーザーに対して参照・編集の権限を設定する
29.			一括制限設定	選択したレイヤに対して、一括で権限設定・制限設定を設定する
30.			削除	レイヤを削除する

31.			CSV 出力	レイヤの一覧を CSV 形式で出力する
32.		Shape 一括 インポート		複数の shape ファイルを一括でインポートする
33.	ログ管理	一覧	検索	操作ログの検索条件を設定する (日時、グループ、ユーザー、対象レイヤ、操作内容、削除や上書き保存等を単一並びに複数条件で検索できる)
34.			一覧表示	抽出された操作ログを一覧表示する
35.			CSV 出力	一覧表示された操作ログを CSV 形式でダウンロードする
36.		レポート出力	レポート出力	月 (yyyy/mm) を指定して利用ログを出力する
37.	印刷情報 管理	印刷レイアウト 管理	新規登録	印刷レイアウトを登録する
38.			編集	登録済みレイアウトファイルの一覧および設定の変更をする
39.			削除	レイアウトを削除する
40.			コピー	登録済みのレイアウト情報を使って新しいレイアウトを作成する
41.		凡例設定管 理	新規登録	凡例設定ファイルをアップロードして登録する
42.			一覧・編集	登録済み凡例設定ファイルの一覧および設定の変更をする
43.			削除	凡例設定ファイルの登録を削除する
44.			ダウンロード	登録済みの凡例設定ファイルをダウンロードする
45.		印刷セキュリ ティテキスト管理	一覧・編集	登録済みセキュリティテキストファイルの一覧および設定の変更をする
46.			削除	セキュリティテキストファイルの登録を削除する
47.			ダウンロード	登録済みのセキュリティテキストファイルをダウンロードする
48.	セッション 管理	セッション管理	一覧表示	現在接続中のセッションの一覧を表示する (ユーザーID が表示されること)
49.	お知らせ通 知設定	お知らせ通知	新規登録	ログイン画面に表示されるお知らせメッセージを登録する
50.			一覧表示	登録済みのお知らせの一覧と内容の編集をする
51.			削除	登録済みのお知らせを削除する
52.	サポート		マニュアル	管理ツールの操作マニュアルを表示する
53.	ユーザー情 報		バージョン情報	システム情報等を表示する
54.			ログインユーザー表示	ログインユーザー名を表示する

別紙 2 「サービスレベルの保証基準 (SLA)」

項番	対象	項目	単位	評価および測定方法	本システムに対する提供レベル
1.	サービス全体	稼働率	%	サービス稼働率＝実際の稼働時間÷(所定のサービス提供時間－予定された停止時間－免責される停止時間)×100 ※所定のサービス提供時間:24時間 365日	99.5%以上
2.	障害対応	対応時間	時間帯	対応システム運用時に障害を検出し対応を行う時間帯	原則月曜日から金曜日(祝日及び指定する休業日を除く)8時30分から18時まで
3.		障害通知	時間(分)	異常を検知し、障害状況の一報を通知するまでの時間	上記時間帯に限り30分以内
4.		経過報告間隔	時間間隔	障害報告を行い、状況を定期的に報告を行う間隔	適宜
5.	セキュリティパッチ	セキュリティパッチの適用	日	セキュリティパッチ公開後、緊急適用の要否判定を行い、適用を必要と判断した場合に適用する期間	3営業日以内
6.	ヘルプデスク	対応時間	時間帯	ヘルプデスクのサービス提供時間	月曜日から金曜日(祝日及び指定する休業日を除く)8時30分から18時まで
7.	バックアップ	バックアップの実施	有無	日次でバックアップし3世代を保存する。 データ破損時のリカバリーポイントは1日以内とする。	有
8.		システム内バックアップ	有無	システム・サービス上でのバックアップ取得	有
9.		システム外保管(オンサイト)	有無	同一建屋内で記録媒体や別ネットワークでのバックアップ保管	有
10.		システム外保管(オフサイト)	有無	記録媒体の移送や通信回線経由による外部でのバックアップ保管	有
11.	ソフトウェア対応	アップデート	有無	システムソフトウェアに関するアップデートがリリース後2週間以内に検討され適用の是非が確認・実行されているか。	有
12.	運転対応	運転時間	時間帯	通常のシステム運用を行う運用時間帯	24時間365日
13.	キャパシティ管理	容量の監視間隔	有無	システム用ディスクデータの容量が規定容量を超えていないことが監視されているか。	有
14.	セキュリティ管理	事前申請、記録管理	有無	データセンターへの入退出の履歴管理が規定されているか。	有

15.	電源設備	電源監視装置の設置	有無	電源を安定して供給するための監視装置が設置されているか。	有
16.		停電対策	有無	無停電電源装置が設置されているか。	有
17.	空調設備	空調稼働運転の要件	有無	空調設備の稼働時間が24時間稼働可能であるか。	有
18.	地震対策設備	耐震／免振能力の確保	有無	地震対策を施した設備であるか。	有
19.	画面遷移	レスポンス速度	秒以内	各評価項目について、レスポンス速度が提供レベル以内となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・各クライアントで初回起動したとき・・・10分以内に GIS 起動 ・各クライアントで2回目以降に起動したとき・・・1分以内に GIS 起動 ・各レイヤを開いたとき・・・1レイヤ当たり30秒以内に表示 ・各種レイヤを表示した状態で、住所検索や画面をスクロールした際に画面表示されるまでの時間・・・常に3秒以内

② 発掘届出進達

様

埋蔵文化財発掘の届出について（進達）

このことについて、文化財保護法第93条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令第5条第2項の規定により、下記のとおり届出がありましたので、別紙のとおり進達します。

記

1. 提出者の氏名

2. 提出年月日

3. 工事期間

～

4. 遺跡名

5. 工事等の目的

6. 協議の概要と結果

③ 58条2項1項

99条第1項		別記	
1. 所在地			
土地所有者	氏名等: 連絡先:		
2. 調査面積			
3. 遺跡の種類	<input type="checkbox"/> 包蔵地 <input type="checkbox"/> 集落跡 <input type="checkbox"/> 貝塚 <input type="checkbox"/> 都城跡 <input type="checkbox"/> 官衙跡 <input type="checkbox"/> 城館跡 <input type="checkbox"/> 社寺跡 <input type="checkbox"/> 古墳 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 横穴墓 <input type="checkbox"/> その他の墓 塚 <input type="checkbox"/> 生産遺跡 <input type="checkbox"/> その他の遺跡 ()		
遺跡の名称	No.	員数	1ヶ所
遺跡の現状	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 水田 <input type="checkbox"/> 畑地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 荒蕪地 <input type="checkbox"/> 原野 <input type="checkbox"/> その他 ()		
遺跡の時代	<input type="checkbox"/> 旧石器 <input type="checkbox"/> 縄文 <input type="checkbox"/> 弥生 <input type="checkbox"/> 古墳 <input type="checkbox"/> 奈良 <input type="checkbox"/> 平安 <input type="checkbox"/> 中世 <input type="checkbox"/> 近世 <input type="checkbox"/> その他 ()		
4. 調査の目的	<input type="checkbox"/> a. 学術研究 () <input type="checkbox"/> b. 遺跡整備		
調査の契機	<input type="checkbox"/> c. 保存目的の範囲内容確認調査 <input type="checkbox"/> d. 自然崩壊		
e. 開発事業に伴う	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 空港 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 港湾 <input type="checkbox"/> ダム <input type="checkbox"/> 学校建設 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 個人住宅兼工場又は店舗 <input type="checkbox"/> その他の建物 () <input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 土地区画整理 <input type="checkbox"/> 公園造成 <input type="checkbox"/> ゴルフ場 <input type="checkbox"/> 観光開発 <input type="checkbox"/> ガス・電気・水道等 <input type="checkbox"/> 農業基盤整備 (農道等を含む) <input type="checkbox"/> その他の農業関係 <input type="checkbox"/> 土砂採取 <input type="checkbox"/> その他の開発 ()		
備考:			
5. 調査の主体となる機関	所在地:		
	名称等:		
6. 発掘担当者	氏名等:		
	経歴:		
7. 着手予定時期		8. 終了予定時期	
9. 出土品処置	市川市教育委員会が整理・保管する。		
10. 参考事項	<input type="checkbox"/> 確認調査 <input type="checkbox"/> 本調査 <input type="checkbox"/> 確認・本調査		
11. 93、94条届出通知文書番号			
備考			
93条第1項、94条第1項の届出、通知	県文書番号	教文第 号	年 月 日
[注意事項]①太線内は届出者が記入。②遺跡の種類、現状、時代、調査の目的及び参考事項欄は該当項目を○で囲み、該当項目の無い場合は () 内に記入。			

④ 調査報告書

様	住所	
	氏名等	印
埋蔵文化財発掘調査の報告について		
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第99条第1項の規定により、埋蔵文化財について発掘調査を実施しますので、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり報告します。		
記		
1. 発掘予定地の所在及び地番		
2. 発掘予定地の面積		
3. 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状		
4. 発掘調査の目的		
5. 発掘調査の主体となる機関の名称及び代表者の氏名並びに機関の所在地		
6. 発掘担当者の氏名及び経歴		
7. 発掘着手の予定期間		
8. 発掘終了の予定期間		
9. 出土品の処置に関する希望		
10. その他参考となるべき事項		
11. 教育委員会が実施する発掘調査で開発事業に伴うものについては、文化財保護法第93条第1項の届出又は同第94条第1項の通知に係る市町村進達文書番号		
[添付書類]		
1. 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）		
2. 発掘予定地の所有者の承諾書		
3. 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書		
4. 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書		

⑤ 埋蔵物発見届

埋 蔵 物 発 見 届

記

1. 物件の名称及び数量	箱 (整理箱容量 60×38×15 cm)
2. 発見者の住所及び 氏名	
3. 発見した土地又は家 屋の所有者の住所 及び氏名	
4. 発 見 年 月 日	
5. 発 見 の 場 所	
6. 発 見 の 原 因	埋蔵文化財発掘調査による
7. 発見した土地又は 家屋の所有権所得 年月日	
8. 備 考	

遺失物法第4条1項の規定により提出すべき上記物件について、その量が多量であり、
き損及び混こうするおそれがあるので、書面にて提出します。

得ております。

年 月 日

発見者 住 所
氏 名

印

様

⑥ 埋蔵文化財保管証

埋 蔵 文 化 財 保 管 証	
記	
1. 埋蔵文化財の 名称及び数量	箱 (整理箱容量 60×38×15cm)
2. 発見の場所	
3. 発見年月日	
4. 発掘調査主体者 又は発見者の 住所及び氏名	
5. 土地所有者の 住 所 氏 名 連 絡 先	
6. 保管方法及び 保管場所	市川市教育委員会において整理保管し、一般の展示及び調査研究に供する。
7. 保管責任者の住所 氏名 職業	
<p>上記により1欄記載の埋蔵文化財を発掘者（または発見者）の負担において、貴教育委員会より指示のあるまで、当分の間責任を持って保管いたします。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>保管者 住 所 氏 名</p>	
印	
注	保管者が個人の場合は、氏名は自署することにより押印を省略することができる。

⑦ 確認結果表紙

様	
埋蔵文化財の確認調査の結果について（報告）	
記	
1. 遺 跡 名	
2. 所 在 地	
3. 確 認 ・ 対 象 面 積	
4. 終 了 確 認 年 月 日	
5. 調 査 結 果	(1) 遺構
	(2) 遺物
	(3) その他
6. 取 扱 い 経 過	引き続き取り扱いについて協議が必要です。

⑧ 調査終了確認報告

様

発掘調査終了の確認について（報告）

記

1. 遺 跡 名

2. 所 在 地

3. 面 積

4. 終了確認年月日

5. 調 査 結 果

- (1) 遺構
- (2) 遺物
- (3) その他

⑨ 発掘調査終了確認調書

発掘調査終了確認調書	
	ふりがな
	遺跡名
1. 所在地	
2. 調査の期間	～ (うち 日間)
3. 調査主体者	
4. 調査担当者	
5. 調査面積	
6. 遺跡の現況	
7. 遺跡の種類	
8. 調査の原因	
9. 遺跡の立地	
10. 遺跡の時代	
11. 遺構の概要	
12. 出土遺物	
13. 遺物の保管場所	
14. 特記事項	
15. 報告書刊行予定	

⑪ 事業者宛調査終了確認通知書

発掘調査終了の確認について（通知）

このことについて、下記のとおり発掘調査が終了したことを確認したので、お知らせします。

記

1. 遺 跡 名

2. 所 在 地

3. 面 積

4. 終了確認年月日

5. 調 査 結 果 (1) 遺構

(2) 遺物

(3) その他

⑫ 図郭印刷

※この地図は道路のおよその位置を表したものです。

図郭： 001_右

幅員・延長などについては、各担当課にお尋ね下さい。

(市道の場合……………道路幅員
 関係による場合……………関係幅員
 位置指定道路の場合……………当該

その他不明な点につきましては、係員にお尋ね下さい。

凡 例		42条1項1号(国・県・市道4m以上)		42条1項4号(都市計画道路)		42条2項(認定外公道・私道)
		42条1項2号(開発・区画整理等)		42条1項5号(位置指定道路)		43条空地
		42条1項3号(既存道路)		42条2項(市道)		その他



指定した区画の地図が表示される。

暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項
(製造の請負、業務委託、賃貸借その他契約用)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第116条の規定により、契約書の作成を省略する契約を含む。以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 市川市（以下「市」という。）は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等（暴力団及び暴力団員等並びに暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は前4号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいい、市川市入札参加業者適格者名簿に登録されているか否かを問わない。）であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前5号のいずれに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。
- 3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額又は賃借料（当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約（以下この項において「長期継続契約」という。）である場合にあっては、契約期間中の各会計年度の支払予定額のうち最も高い額（以下この項において「最高支払予定額」という。))の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げる

契約の解除に係る当該違約金の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 単位数量当たりの契約金額又は賃借料を定めた単価契約 契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあっては、最高支払予定額）の100分の10に相当する額
 - (2) 月額による契約 月額に契約期間の月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあっては、月額に12を乗じて計算した額）の100分の10に相当する額
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、市は、当該保証金を前項の違約金に充当することができる。
 - 5 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（関係機関への照会等）

- 第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。
- 2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

- 第4条 契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

（遵守義務違反）

- 第5条 市は、契約の相手方が前条に違反した場合は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準の定めるところにより、競争参加資格停止の措置を行う。下請事業者等が報告を怠った場合も同様とする。

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この業務契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 受注者は、この業務契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この業務契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 受注者は、この業務契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 受注者は、この業務契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 受注者は、この業務契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者と再委託するときは、必ず発注者の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 受注者は、この業務契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、この業務契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 受注者は、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、発注者の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この業務契約により指定された業務場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信(電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を利用して、この業務契約により指定された業務場所以外の場所に送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 受注者は、この業務契約の事務を処理するに当たり、個人情報が記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 受注者がこの業務契約の事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡し、若しくは発注者の指示に従い抹消するものとする。ただし、発注者が別に指示したと

きは当該方法によるものとする。

(受注者の事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、この業務契約の事務に係る受注者の事務所に、随時に立ち入り、調査を行い、又は受注者に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 受注者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第12条 受注者が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、受注者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

別記2

情報セキュリティ取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を履行するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本件業務に関する情報 発注者が本件業務を履行させるために受注者へ提供した情報（個人情報を含む）又は受注者が本件業務を履行するために収集し、若しくは作成した情報をいい、形状は問わず、複写複製も含むものをいう。
- (2) 情報セキュリティ 本件業務に関する情報を含む情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (3) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (4) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようにすることをいう。
- (6) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものをいう。
- (7) マルウェア 情報システムに対して攻撃をするソフトウェアをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事故・問題をいう。

(目的外利用の禁止)

第3条 受注者は、本件業務の履行に当たり、本件業務に関する情報を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行うものとする。

2 受注者は、本件業務の履行に当たり発注者に対し、当該情報にアクセスする者及びアクセス方法について明示し、発注者の承認を得なければならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、本件業務に関する情報を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 受注者は、本件業務を自ら履行するものとし、やむを得ず本件業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託する業務範囲を明示したうえで、必ず発注者の承諾を得るものとする。

2 受注者は、前項の規定により発注者の承諾を得て第三者に再委託する場合にあっては、再委託先に対し情報セキュリティに関して監督する責任を有することとし、再委託先の情報セキュリティの管理体制について発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、発注者が前項の規定による報告によって再委託先の情報セキュリティの管理体制が不十分であることを理由として、再委託先の変更又は中止を求めた場合にあっては、再委託先の変更又は中止をしなければならない。

(適正管理)

第6条 受注者は、本件業務に関する情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、本件業務に関する情報を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(無断持ち出しの禁止)

第8条 受注者は、本件業務に関する情報について、発注者の承諾なしに、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。

(2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(情報セキュリティの維持、改善等)

第9条 受注者は、本件業務に関する情報及び情報システムの取扱いについて、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

(1) マルウェアに対するリスクを最小限にするために、情報システムに対しセキュリティソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。

(2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、情報システムに対し対応策を講じなければならない。この場合において、受注者が開発し、又は開発させ発注者に納入している情報システムの改修が必要となるときは、発注者と対応策を協議するものとする。

(3) 本件業務に関する情報を含む情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、発注者と協議の上、対応策を講じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。

3 受注者は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかなければならない。

(情報セキュリティインシデントへの対応等)

第10条 本件業務に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、受注者は、直ちに、発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を発注者に報告しなければならない。

3 発注者は、本件業務に関する情報セキュリティインシデントが発生した場合であって、必要があると認めるときは、当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができる。

(情報セキュリティの管理体制)

第11条 受注者は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について発注者と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 受注者は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティイ

ンシデントに対する訓練を実施するものとする。

(不要な情報の返却又は廃棄)

第12条 受注者は、本件業務に関する情報のうち、不要となったものについては、直ちに、返却又は復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により本件業務に関する不要な情報を廃棄したときは、書面をもって発注者に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 発注者は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、受注者に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 発注者は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、受注者が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。

3 受注者は、発注者から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 受注者は、受注者又は再委託先が本取扱特記事項に定める規程を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって発注者又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。